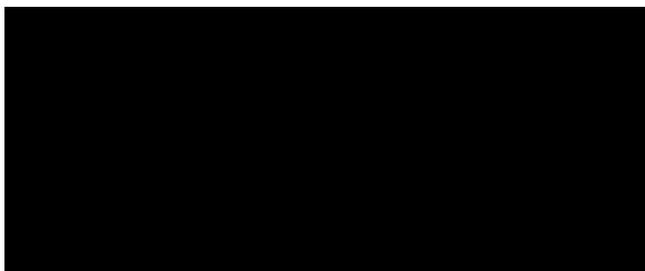


法令適用事前確認手続照会書

2023年 01月 26日

消費者庁取引対策課長 殿



消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

ネットショップの運営を行っている者(以下、依頼者という)が、当該ショップの運営を代行する委託サービス(以下、本件事業という)を利用する場合において、「特定商取引法に基づく表記」欄に本件事業を受託した者(以下、受託者という)が実質的な責任者と言える場合に、当該受託者の氏名、住所や電話番号(以下、氏名等情報という)を記載する行為、及び記載しない場合においては取引を望まない相手には情報を開示しない行為が法第 11 条及び法第 12 条の違反による法第 14 条第 1 項に基づく指示又は法第 15 条第 1 項に基づく業務改善命令の対象か否かの照会。

■補足事項

本件事業は消費者との商取引におけるメール等での連絡業務を初めとする、商品販売サイトの運営を統括するものとする。

想定されるパターンは下記の三通りとする。

■照会内容のケース

A: 実務請負型

商品: 依頼者自らが制作、又は仕入

ウェブサイト: 個人事業主が所有

運営実務: 受託者

B: 販売代理型

商品: 依頼者自らが制作、又は仕入

ウェブサイト: 受託者が所有

運営実務: 受託者

C: 共同運営型

商品: 依頼者自らが制作、又は仕入

ウェブサイト: 受託者が所有

運営実務:受託者、及び依頼者

3 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解及び根拠

照会希望①

特定商取引法に基づく表記欄に記載する販売者氏名について、特定条件下において外部委託人材が実質的な販売責任者と言える場合は当該人物氏名を記載することで問題は無いのか。

自己の見解及び根拠

先に自己の見解を述べると、問題無いと考える。

根拠を示すにあたって、下記に関係法令等を抜粋する。

1. 特定商取引に関する法律施行規則の第八条より抜粋

第八条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この号、第二十五条第三号及び第四十条第三号において「事務所等」という。)を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

2. 消費者庁運営 特定商取引法ガイドより抜粋

「販売業者又は役務提供事業者」とは、販売又は役務の提供を業として営む者を意味します。業として営むとは、営利の意思を持って、反復継続して取引を行うことをいいます。

3. 消費者庁運営 特定商取引法ガイド 通信広告Q&Aより抜粋

Q15:私は個人で事業をしています。個人事業者であっても事業者名を表示する必要があるのでしょうか。

A15:事業を行う上で、責任の所在を明らかにすることは不可欠です。このため法人であれ個人であれ氏名又は名称を表示することが必要です。加えて事業者が法人の場合で、ウェブサイトや電子メール等を利用して広告をする場合には、代表者名又は通信販売に関する業務の責任者の氏名を表示することが必要です。通信販売に関する業務の責任者とは、通信販売に関する業務の担当役員や担当部長等実務を担当する者の中での責任者を指すものであり、必ずしも代表権を有する者でなくても構いません。

以上から、「販売業者」は名称を記載する必要があり、「法人」については実質的な「責任者」を記載すれば足りると読み取れる。

次に、「販売業者」について先述の三通りのケースで考察すると次のように考えられる。

A1における販売業者:

依頼者が個人事業主の場合は、個人事業主が販売業者となるため当該個人事業主の氏名を記載する。

依頼者が法人の場合は、法人が販売事業者となるため当該法人の名称を記載する。または、受託者が実質的な責任者と言える場合には当該受託者の氏名を記載する。

Bにおけるの販売業者:

依頼者が個人事業主、法人に関わらず受託者が販売業者となるため受託者内における実質的な運営責任者を記載する。

Cにおけるの販売業者:

依頼者が個人事業主、法人に関わらず受託者が販売業者となり、当該業務における実質的な運営責任者として依頼者又は受託者より選出して記載する。

要点をまとめると、サイトの所有権が販売業者として判断すべきポイントであり、Aにおいては個人事業主である依頼者が所有するサイトの場合は実務運用者がだれであっても個人事業主の氏名を記載しなければならない。反対に、法人の依頼者がサイトの所有権を有する場合には実務運用において実質的な責任者と言える場合には外部委託者を責任者とすることができる。と考える。

一方、先述のB(販売代理店契約のようなケース)について考えると、販売商品の卸元が個人事業主・法人を問わず、サイト所有者が受託者のようなケースでは当然に受託者が販売業者と考えられるため、受託者内における実質的な運営責任者を記載する。

Cについても同様の考え方で、サイト所有者である受託者が販売業者にあたるが、当該受託者が法人の場合には実質的な責任者は依頼者、受託者双方から選出するものと考えられる。

以上の考え方により、サイトの所有権が法人の場合などの上記条件下においては、外部委託人材氏名を記載することは同条の罰則適用の対象とはならないものと思われる。

照会希望②

特定商取引法に基づく表記欄に記載する販売者氏名、住所や電話番号などの省略可能な事項について記載を省略している場合に、商取引が開始される前に消費者から販売者氏名等の照会を受けても、当該消費者との取引を望まない場合は照会を拒否しても問題は無い。

自己の見解及び根拠

自己の見解では問題無いと考える。

根拠として、消費者庁が運営しているWEBサイトである「特定商取引法ガイド」内の「通信販売広告Q&A」にて下記の記載がある。

Q15: 私は個人で事業をしています。個人事業者であっても事業者名を表示する必要があるのでしょうか。

A: 事業を行う上で、責任の所在を明らかにすることは不可欠です。...消費者からの請求によって、広告表示事項を記載した書面又は電子メール等を「遅滞なく」提供することを広告に表示し、かつ、実際に請求があった場合に「遅滞なく」提供できるような措置を講じている場合には、事業者の氏名(名称)の表示を省略することも可能です。なお、ここでいう「遅滞なく」提供されることとは、販売方法等の取引実態に即して、申込みの意思決定に先立って十分な時間的余裕をもって提供されることをいいます。※一部抜粋

上記より、あくまでも「遅滞なく提供できるような措置を講じていること」が条件であり、消費者からの請求に応じるか否かは販売者の裁量に委ねられるものとする。

なぜなら、これらは申込の意思決定に先立って提供されるべき情報なのであって、双方が当該商取引を望む場合に限り消費者に判断材料として責任の所在を明らかにすることが本来の目的と推察する。

販売者が当該消費者との商取引を望んでいない場合においては、そもそも商談が成立していないため消費者が申込みの意思決定をする必要が無いものと考えられる。

上記理由から、当該行為は同条に定められる要件違反には当たらないと結論付ける。

4 公表の遅延の希望(希望する場合のみ)

- (1) 理由 本照会の結果によっては、事業場の準備に相応の準備期間を必要とするため。
- (2) 公表可能時期 2023/4/1